

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第10号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>自転車</u>を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前におけるこの規則による改正前の佐賀県道路交通法施行細則第11条第9号に規定する運転者の遵守事項の取扱いについては、この規則の施行後も、なお従前の例による。